# 長野県介護員養成研修指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修(以下「研修」という。)及び介護員養成研修事業者(以下「事業者」という。)について、政令、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第219号。以下「告示」という。)及び介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係)(平成24年3月28日付け老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。)に定めるもののほか、指定の手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

### (研修の課程)

第2条 研修の課程は、省令第22条の23に定める介護職員初任者研修課程及び生活援助 従事者研修課程とする。

# (研修の目的)

- 第3条 介護職員初任者研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・ 技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うこと ができるようにすることを目的とする。
- 2 生活援助従事者研修は、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとと もに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する 者に必要な知識等を習得することを目的とする。

## (研修の対象者)

- 第4条 介護職員初任者研修の受講対象者は、訪問介護事業に従事しようとする者もしく は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。
- 2 生活援助従事者研修の受講対象者は、生活援助中心型のサービスに従事しようとする 者とする。

# (指定の申請)

- 第5条 事業者として指定を受けようとする者は、研修の受講者募集開始予定日の2ヶ月前までに、長野県介護員養成研修事業者指定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。なお、申請は、通学制と通信制を別に行うものとする。
  - (1) 研修責任者の履歴
  - (2) 研修機関が公表すべき情報の内訳

- (3) 申請者の事業概要、組織概要及び役員名簿
- (4) 申請する年度、その翌年度の研修計画及び財政計画
- (5) 申請者の収支状況及び資産状況
- (6) 定款及びその他の基本約款(申請者が法人の場合)
- (7) その他必要な書類
- 2 事業者が、研修を実施しようとする場合、当該研修に係る受講者募集開始予定日の1ヶ月前までに、長野県介護員養成研修指定申請書(様式第2号。以下「研修指定申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。なお、第16号及び第17号並びに第19号から第22号までに掲げる書類の内容が事業者の指定申請時に提出した書類と同じである場合、省略することができる。
  - (1) 学則
  - (2) 研修日程表
  - (3) 年間計画表 (年度内に複数回実施する場合)
  - (4) カリキュラム
  - (5) 通信カリキュラム内訳表(通信制の申請をする場合)
  - (6) 研修会場に係る書類(位置図、使用備品を置いた平面図等)
  - (7) 研修会場に係る使用許可書等の写し
  - (8) 主な使用備品一覧(介護用ベッド、浴槽、車椅子、ポータブルトイレ等)
  - (9) 実習実施計画書
  - (10) 実習施設承諾書
  - (11) 講師一覧
  - (12) 講師履歴
  - (13) 講師就任承諾書
  - (14) 講師の資格者証、修了証明書等の写し
  - (15) 修了証明書
  - (16) 研修責任者の履歴
  - (17) 研修機関が公表すべき情報の内訳
  - (18) 情報開示書類(ホームページ、募集広告、パンフレット等の案文)
  - (19) 申請者の事業概要、組織概要及び役員名簿
  - (20) 申請する年度、その翌年度の研修計画及び財政計画
  - (21) 申請者の収支状況及び資産状況
  - (22) 定款及びその他の基本約款 (申請者が法人の場合)
  - (23) その他必要な書類
- 3 研修の指定を受けた事業者が、同一の年度で複数回研修の指定申請をしようとする場合は、長野県介護員養成研修追加指定申請書(様式第3号)に、前項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。なお、この場合において、既に指定を受けている研修と同じ内容の書類は、その旨を記載した書類を提出することにより省略することができる。

- 4 知事は、前3項の申請があったときは、知事が別に定める長野県介護員養成研修指定 基準(以下「指定基準」という。)に基づき、審査する。
- 5 知事は、審査を行うにあたり、必要に応じ、申請内容について、申請者に対し照会を 行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

### (変更の届出)

- 第6条 事業者は、前条第1項から第3項までに定める書類に変更があったときは、変更 のあった日から10日以内に長野県介護員養成研修変更届(様式第4号)を知事に届け出 るものとする。ただし、研修の方法を変更する場合は、前条第1項、第2項又は第3項 の規定により、事業者又は研修の指定を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の届出の内容が適当でないと認めるときは、事業者に対し、必要な指示 を行うことができる。
- 3 事業者は、既に介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の事業者として指定されている場合には、事業者指定の手続き時に提出した書類に関する変更の届出を行うことで、もう一方の研修の事業者として指定を受けることができる。

# (休止又は再開の届出)

- 第7条 事業者は、研修を休止又は再開する場合は、休止する場合にあっては事業者が休止することとした日から10日以内に、再開する場合にあっては研修の受講者募集開始日の1ヶ月前までに、長野県介護員養成研修(廃止・休止・再開)届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する休止期間は、直近の研修が終了した日が属する年度の翌年度までとする。なお、休止期間を超えた場合は、第8条の規定により廃止の届出をしなければならない。
- 3 研修を再開する場合は、第1項の届出に併せて、第5条第2項の規定により、研修の 指定を受けなければならない。
- 4 知事は、第1項の届出の内容が適当でないと認めるときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

#### (廃止の届出)

- 第8条 事業者は、研修を廃止する場合は、廃止することとした日から10日以内に、長野県介護員養成研修(廃止・休止・再開)届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の届出の内容が適当でないと認めるときは、事業者に対し、必要な指示 を行うことができる。

### (実施内容の調査等)

第9条 知事は、必要に応じ研修の実施内容について、関係者に対し、照会を行い、報告

を求め、又は実地に調査を行うことができる。

2 知事は、研修の実施内容が適当でないと認めるときは、事業者に対し必要な指示を行 うことができる。

# (指定の取消し)

- 第10条 知事は、第5条第1項から第3項までに定める書類に虚偽があったとき、研修の 実施内容が政令、省令、告示、取扱細則若しくはこの要綱の規定に違反するとき、又は 事業者が政令第3条第2項各号の要件を満たすことができなくなったと認めるときは、 政令第3条第3項の規定により指定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により取消しを行う場合は、事業者に対し、聴聞等の手続きをと るものとする。

## (修了の認定)

- 第11条 事業者は、指定基準に定める修了評価を行った結果、全てにおいて到達目標に達した受講者を研修修了者として認定するものとする。
- 2 事業者は、受講者に全てのカリキュラムを受講させるため、受講日程等に十分配慮するものとする。
- 3 受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかったときは、補 講等により、同等の知識が得られるように努めなければならない。

# (証明書の交付)

- 第12条 事業者は、前条の規定により研修修了者として認定した受講者に対し、修了証明書(様式第6号)及び修了証明書(携帯用)(様式第6号の2)を交付する。
- 2 修了証明書の番号は、各事業者が任意に付することとする。ただし、長期間管理することができるよう、各修了者を正確に識別、管理できる番号を付すものとする。
- 3 事業者は、研修修了者から破損、亡失等による修了証明書の再交付の依頼があったと きは、修了を証明する書類を交付するものとする。

### (名簿の管理)

- 第13条 事業者は、政令第3条第2項第2号イの規定により、研修修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証明書の番号その他必要事項を記載した名簿を管理しなければならない。
- 2 事業者は、名簿の管理にあたって、安全かつ適正な措置を講じなければならない。

# (実績報告)

第14条 事業者は、研修の終了後1ヶ月以内に長野県介護員養成研修実績報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。ただし、補講者分の実績報告は、補講の終了後1ヶ月以内に長野県介護員養成研修実績報告書(補講

者分)(様式第8号)に、第1号、第3号及び第4号の書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 長野県介護員養成研修修了者名簿(様式第9号)
- (2) 収支決算書
- (3) 科目免除者に関する証明書類(介護業務従事証明書等)
- (4) その他必要な書類

(長野県介護員養成研修の修了者と同等の取扱い)

- 第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める免許証又は修了証明書をもって、長野 県介護職員初任者研修を修了しているものとする。
  - (1) 介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程又は訪問介護に関する二級課程 (以下「旧課程」という。) を修了した者 旧課程の修了証明書
  - (2) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者 看護師、准看護師又は保健師の免 許証
  - (3) 居宅介護職員初任者研修、居宅介護従業者養成研修一級課程又は二級課程を修了した者 居宅介護職員初任者研修、居宅介護従業者養成研修一級課程又は二級課程の修 了証明書
  - (4) 社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号) 第3条に規定される「六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得」するた めの研修(以下「実務者研修」という。)を修了した者 実務者研修の修了証明書
- 2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める免許証又は修了証明書をもって、長野県生 活援助従事者研修を修了しているものとする。
  - (1) 介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する一級課程又は訪問介護に関する二級課程 (以下「旧課程」という。)を修了した者 旧課程の修了証明書
  - (2) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者 看護師、准看護師又は保健師の免 許証
  - (3) 居宅介護職員初任者研修、居宅介護従業者養成研修一級課程又は二級課程を修了した者 居宅介護職員初任者研修、居宅介護従業者養成研修一級課程又は二級課程の修 了証明書
  - (4) 社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号) 第3条に規定される「六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得」するた めの研修(以下「実務者研修」という。)を修了した者 実務者研修の修了証明書
  - (5) 介護職員初任者研修の修了証明書

(留意事項)

- 第16条 事業者は、研修の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について、必要な措置を講じなければならない。
- 2 受講者の募集にあたっては、誇大広告等により受講者に過大な期待及び不利益を与え

ぬよう、正確な広告表示を行わなければならない。

- 3 事業者は、研修の実施により知り得た受講者に係る個人情報について、漏えいしては ならない。
- 4 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報について、漏えいしないよう、 受講者を指導しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。
  - (長野県介護員養成研修指定要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱等は、廃止する。
  - (1) 長野県介護員養成研修指定要綱 (平成 18 年 12 月 1 日付け 18 長福第 328 号長野県 社会部長寿福祉課長通知)
  - (2) 長野県介護職員基礎研修課程指定基準 (平成 18 年 12 月 1 日付け 18 長福第 328 号 長野県社会部長寿福祉課長通知)
  - (3) 長野県訪問介護員養成研修指定基準 (平成 18 年 12 月 1 日付け 18 長福第 328 号長 野県社会部長寿福祉課長通知)

(経過処置)

3 平成25年4月1日前においてこの要綱による廃止前の長野県介護員養成研修指定要綱、 長野県介護職員基礎研修課程指定基準及び長野県訪問介護員養成研修指定基準に基づき 開始する養成研修については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 この要綱の規定に基づく研修及び事業者の指定に関し必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年3月31日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成30年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成30年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。